

西海市教育委員会（令和2年第3回定例会）会議録

期 日：令和2年3月27日（金） 午前9時30分開会

場 所：西海市教育委員会 3階大会議室

出席委員：教育長 中小路和久

委員 北島淳朗、寺本温、川南まつみ、村山みほ

出席者：教育次長 山口英文、 教育総務課長 田口春樹

学校教育課長 楠本正信、 社会教育課長 山本誠治

教育総務課 課長補佐 岩永勝彦、吉田貴博

学校教育課 参事 吉田由美子、梅木澤泰江

社会教育課 課長補佐 堤猛、篠原真樹

書記 林大樹

傍聴者：なし

1. 開会

○教育長

ただいまから、第3回定例教育委員会を開会いたします。

2. 会期決定について

○教育長

会議は本日1日限りといたしますが、ご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認め、会議は本日1日限りといたします。

3. 会議録署名委員の指名について

○教育長

会議録署名委員を指名いたします。会議録署名委員に北島委員、川南委員を指名いたします。

4. 教育長諸報告

○教育長

西海市教育・文化・スポーツ功労表彰式

第14回西海市剣道大会

令和2年度予算記者発表

不祥事根絶研修会

七釜鍾乳洞ロードレース大会第2回実行委員会

西海市校長会役員会・西海市教育委員会合同会議

西彼杵高校第70回卒業証書授与式

教頭会

西海市校園長会臨時会
第75回国民体育大会グラウンド・ゴルフ公開競技長崎県予選会
新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第1～4回）
定年退職者辞令交付式

5. 議事

日程第1「議案第11号 西海市学校医及び学校歯科医の委嘱について」

○教育長

日程第1「議案第11号 西海市学校医及び学校歯科医の委嘱について」を議題といたします。説明をお願いします。

○教育次長

（議案朗読）

2ページに学校医名簿の案をつけております。それから、3ページには学校歯科医の名簿案ということでつけております。

○北島委員

3ページの学校歯科医の●●先生ですが、以前、大串先生でしたけれどもここが変更となった経緯を教えてください。

○学校教育課長

変更は歯科医師会からの推薦でございまして、特に理由はわかりません。

○北島委員

●●先生の所属医院はどちらになりますか。

○教育総務課長

●●先生の所属といいますか、●●歯科医院ですね、崎戸町のほうで開業しております。以前崎戸町で開業をしていたんですが、一旦閉院をして、転出をしたところですが昨年度崎戸町のほうにまた戻ってきて開業しているという状況です。

○教育長

他に質疑ありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第11号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

よって「議案第11号 西海市学校医及び学校歯科医の委嘱について」は、原案のとおり可決されました。

日程第2「議案第12号 西海市立小学校及び中学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について」

○教育長

日程第2「議案第12号 西海市立小学校及び中学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読)

3ページから改正案になります。こちらは新規でございますので、項目等の説明をいたします。まず第1条の目的ですが、これは先ほど申し上げました提案理由でおおよそ網羅しております。第2条から定義ということで、用語の意義等を記載しております。4ページでございます。第3条に上限時間の原則ということで規定しております。ここで数字的なものがありますので(1)として、1か月について45時間、(2)で1年について360時間という規定にしております。また、これを上回る特別な事情の上限時間の設定もございます。これは第4条ですが、(1)として1か月について100時間未満、1年について720時間、それから3番目については平均時間について80時間、それから(4)については月数について6か月という規定等がございます。これは5ページにあります、関係資料の中で数字等が規定されておりますので、それをこちらの規則というところに落とし込んだというような形になっております。参考資料としては5ページ及び6ページにそれぞれ、大きな項目で申しますと、趣旨、対象の範囲、業務を行う時間の上限、上限時間、それから、教育職員のサービスを監督する教育委員会が講ずべき措置、それから留意事項というところでございます。

7ページに今回の改正のポイントを3点挙げておりますが、ポイント1については、おおよそ提案理由のとおりですので割愛いたしますが、ポイント2のところにおいて、少し要点だけ申し上げますと、2行目において、学校における働き方改革が急務となっているところ。それから、中段において、こちらは少し読み上げたいと思いますが、公立学校の教育職員については、超勤4項目以外の業務については、時間外勤務を命じないものとされているが、正規の時間外、勤務時間外に公務として行われる業務については、当該業務が時間外勤務を命じられて行うものではないとしても、学校教育活動に関する業務であることについて、正規の勤務時間内に行われる業務と変わりはなく、こうした業務を含めて、教育職員が業務を行う時間を管理することが、学校における働き方改革を進める上で必要不可欠である。こういった理念をもとに、制定されているというところでございます。以上、説明を終わります。

○教育長

ただいま、議案第12号の説明がありました。質疑ありませんか。

○寺本委員

まず4ページの3条と4条ですが、簡単に言うと残業のことだと思います。残業と特別な事情の一時的な残業との違いについて、特に4条の突発的なことについて教えていただければと思います。

○学校教育課長

第4条の1行目の児童生徒等に係る通常予見することのできない業務という例が示されています。具体的な例としましては、生徒指導上、例えば子どもたちに指導したり、保護者との面会が必要であったり、そういった場合の生徒指導に関わるものとして例示がさ

れております。

○寺本委員

もう1点、6ページの参考資料の留意事項の3番ですが、持ち帰り業務についてです。例えば中学校だったら、先生によっては、時間割の組み方で空きができて、そこで次の日の準備等ができる先生もいるかと思いますが、小学校の場合は授業が終わってから準備をするということになります。次の日の準備がきちっとできるとありがたいんですが、それができるように、本来の業務じゃないことが軽減できるように、後押しをしていただければありがたいなと思います。

○川南委員

施行されることによって、いい部分がたくさん出て、先生方にもゆとりができればいいなと思っていますが、先生方の業務の多さとか忙しさは傍から見てても、とっても大変だなという思いがあります。これが守られることになったために、教材の準備等が十分にできず、授業に支障が出ることがないように、子どもたちに対しての時間の確保も考えていくでしょうけれども、教育委員会の後押しが明確になるといいんじゃないかなって思います。働きやすいように、働き方改革がなされていくといいなと思います。

○学校教育課

ありがとうございます。やはりおっしゃられるように、単に時間だけではなく、そういった工夫をしながら、実際の業務の改善をしていかなければならないと考えております。本市としてはまず時間の把握、意識を高めるということで、ICカードで勤務時間を確実に把握するということや、学校行事の精選ですね、合わせられるものは合わせるということで、校長に工夫をするように伝えていきます。また、部活動指導員の配置も大きな中学校にとっては支援になっていますので、今後も継続していきたいと思っています。文書処理についてもですね、今後、統合型の校務支援システムの中で、一括管理をしながら先生方が通知をつくったり、実際の文書をつくる上で大きな軽減ができると言われていくものの導入に向けて準備を進めてまいります。

○教育長

他に質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第12号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって「議案第12号 西海市立小学校及び中学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第3「議案第13号 西海市招致外国青年任用規則の制定について」

○教育長

日程第3「議案第13号 西海市招致外国青年任用規則の制定について」を議題とします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読)

2ページから規則の制定案がございます。第1章で趣旨から定義がございます。第2章に職務、第3章に任期及びその終了、第4章で報酬その他の給付ということ。それから、第5章で勤務時間、休日、休暇、第6章に服務の規定がございます。第7章で懲戒等というところ。第8章で公務災害補償等というところで規定をしております。14ページには別記様式ということで設定をしております。同意書についてですね。

ポイント1で制定の主な内容としては、やはり先ほど申し上げましたとおり、提案理由というところと同じような内容を記載しております。その中で特にポイント5のところを申し上げたいと思います。現在任用している、招致外国青年に影響あるのかというところでございますが、2行目で基本的な勤務条件、報酬であるとか勤務時間、休暇等ですね、これについては現在の規定で変更はしていないというところでございます。ですから、現在の勤務条件を保障しているというような規定でございます。以前まではこういった個人と市との契約という形で整理をしていたところを、今回の制度改正により規則として定めたという内容でございます。以上、説明を終わります。

○教育長

会計年度任用職員になるにあたって、ルール上大きく変わったことは何ですか。

○学校教育課長

今までは、例えば8月1日からの任用でありましたら、そのまま1年間の任用期間でありましたが、今回、例えば8月1日からでしたら、一旦3月31日で切れます。そして4月1日から改めて7月31日までの任用となります。それが大きく会計年度任用職員で変わりました。

○寺本委員

まず3ページの上から2行目のところに外国語指導助手、参加者と2通り書いてありますが、第3条には指導助手、第4条以降は参加者になっています。その違いについて教えていただけますか。何か参加者という言い方はあまりそぐわないような気がしましたが、行政用語なんのでしょうか。

○学校教育課長

本市が活用しているALTは、国がやっているJETプログラムの参加者を任用しております。そのプログラムの参加者ということから、参加者という呼び名が一般的になっております。

○寺本委員

細かいことで申しわけないんですが14ページに同意書があります。今の規則について、日本語、特に漢字が読めないALTの方々がおられると思うんですが、この同意書に署名するという部分について、日本語と英語の併記があったほうがいいかなと思いますがいかがでしょうか。

○学校教育課長

英訳がございますので、それをもとに説明をいたします。それと、ここに署名するとき

には、休暇等のときにも署名をするんですが、自分の名前を片仮名で書きます、実際その併記をして、アルファベットで書くときもあるんですが、片仮名の印鑑も持っています。ご意見いただいたことをもとに、不手際のないようにやりたいと思います。

○川南委員

同意書の説明は英訳、提出は日本語のものを提出してもらうのですか。

○学校教育課長

はい。

○教育長

他に質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第13号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって「議案第13号 西海市招致外国青年任用規則の制定について」は原案のとおり可決されました。

日程第4「議案第14号 西海市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則の制定について」

○教育長

日程第4「議案第14号 西海市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読)

4ページからの新旧対照表で変更点をご説明したいと思います。まず4ページですが、第9条ですね、臨時職員及び非常勤職員という名称を会計年度任用職員等に改めております。中身につきましても、臨時職員又は非常勤職員を規定の会計年度任用職員及び臨時的任用職員という名称に変更しているというところがございます。第10条においても、同じ内容です。それから、5ページの(15)というところも同じような内容でございます。また、5ページの西海市教育委員会教育長事務委任規則の一部を改正する規則の中で、第4条の(3)についても同じでございます。それから、6ページ、こちらのほうも第5条の名称、それから第6条の規定の名称について変更したというところがございます。

改正のポイントを説明いたしますが、7ページでございます。ポイント1の中で、非常勤職員を会計年度任用職員、それから、旧では臨時という名称になっていたところを臨時的任用職員というふうに統一をしたというところですので、説明としては以上でございます。

○教育長

ただいま、議案第14号の説明がありました。質疑はありますか。

○北島委員

民間のほうでは最近の労基法の改正で、会計年度任用職員についても、有期雇用に基づく雇用ですと、5年目に無期転換がするですとか、そういった新たな正規の方を守る法律が出てきていますが、これについてはいかがでしょうか。

○教育総務課長

今回の地方自治法と地方公務員法の改正の目的なんですが、公務の効率、能率的かつ適正な運営を図るという目的で、これまでの臨時、非常勤職員については、特別職での任用というのがありますし、あるいは臨時的任用というところもありまして、また、これから一般職の会計年度任用職員の制度の明確化を図るという目的で今回改正が行われ、本年4月から施行される予定になっております。北島委員おっしゃるように、任期つきで雇用してそれが複数年から5年ぐらいですかね、経過されると正規のほうに雇用するというふうな考え方、他の法律に基づいているところがあるんですけども、この地方公務員法及び地方自治法の一部改正、その法に基づいて任用するわけなんですけれども、その考え方については基本的にはないという形になっております。

○教育長

他に質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第14号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって、「議案第14号 西海市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第5「議案第15号 西海市小中学校適正配置等審議会設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」

○教育長

日程第5「議案第15号 西海市小中学校適正配置等審議会設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読)

参考条文として2ページに現行の規則をつけております。3ページが改正案ということでございます。新旧対照表のほうで変更点を確認したいと思います。5ページになります。旧の規則においては、教育課程等分科会が8名以内、それから事務分科会が2名以内、地域支援等分科会が4名以内というところ。今申し上げましたところについては小学校及び中学校の校長、教頭及び教員ということで、今言った人数でございますが、その件につきましては、左の新のところ、教育課程等分科会が9名以内、事務分科会が6名以内、そ

れから地域支援等分科会が6名以内ということで、区分のところについても教諭その他の職員というふうに整理させていただいております。また、2における小学校及び中学校のPTAを代表するもので、教育課程等分科会を6名以内というふうにしております。見開いて6ページになりますけれども、変更点としましては、区分についてその他教育委員会が必要と認める者というところの区分でございますが、ここが表記6名以内という表記をしていたところでございますが、新では削除というところにしております。

今回の改正のポイントとしまして7ページにまとめておりますけれども、特にポイント2のところ、先ほども申し上げましたが、分科会の委員構成が、2校の統廃合を想定したものとっていたため、各分科会委員の総数の範囲内で3校の統廃合に対応した委員構成に変更するということで、今回の変更をあげているというところでございます。説明としては以上でございます。

○教育長

ただいま、議案第15号の説明がありました。質疑ありませんか。

○寺本委員

新旧対照表の5ページの1番最初のところの下線部分ですね。その他の職員とつけ加えられましたが、具体的にどういう方を指しているのか、もう既にこういう方に入っていたきたいというような、考えがあるのでしょうか。

○教育総務課長

はい。ただいまのご質問にお答えをします。その他の職員ですが、具体的に言えば事務職員になります。区分1でお示しをしているところについては学校から選出をしていただく委員になりますが、その中で事務分科会につきましては、各学校の教頭、そして、事務職員を委員として推薦していただく予定になっておりますので、それぞれの分科会に対応するような形でその他の職員というものをつけ加えているような形になっています。

○北島委員

区分のところですね、今回削除になったところなんですけれども、これまでは教育委員会が必要と認めるものについて、事務分科会ではそれを想定した規定だったと思いますが、これが削除になった理由というのを教えていただけますか。

○教育総務課長

これまでの事務分科会、実際の委員の内容の整理ですけれども、区分1で各学校から推薦していただく先生方については教頭先生を2校ですので、各1名ずつ推薦をしていただいたというところ。実際その事務分科会については先ほどの説明にもあったように、教頭先生と事務職員を推薦していただくようしておりました。事務職員についてはその他教育委員会が必要と認めるもの。として推薦をしていただいていたところなんです。実態としては事務職員しか推薦をしていただきませんので、そこについては、教育委員会が必要と認めるもの自体が想定されないだろうということで、そこを削除して、その他の職員という名称を加えたところ。です。

○川南委員

教育課程分科会で2校で8名、各校から4名ずつということで、いろんな教科の関係でそうだったかなと思うんですけども、教育課程分科会が9名以内になるということで、各校3名で足りるということでしょうか。

○教育総務課長

各校3名以内の合計9名で足りるのかというところなのですが、教育課程等分科会につきましては、校長もしくは教頭が各学校1名、それと教務主任が各学校1名、基本的には2名の参加というふうに考えておりますので、十分9名以内で対応できるものというふうな形で考えております。

○川南委員

教頭もしくは校長先生っていうことで学校全体を把握してるということはわかります。教務主任という方でも教育課程については専門ということはわかります。その考えでいくと、今まで4名だったということについては、やっぱり8名ぐらいでなければ、話し合いというか、うまくいかないと思いますが、対応できると思われませんか。

○教育総務課長

はい、私の先ほどの説明が若干不足していたところもあるんですが、これからの教育課程等分科会については、小学校の適正配置事業において、要はコミュニティースクールを導入するということを一つの目標として、内容についても検討するような形にしております。先月の定例会において、教育課程等分科会の所掌事務について、検討していただいたところなのですが、学校と地域とのかかわりについても検討していただくということで考えております。そういう部分においても、各学校3名程度は上限として必要ではないのかなというふうなことで考えておりますので9名以内で委員構成についてはいきたいなというふうに思っているところです。

○川南委員

今までは各校4名で十分な話し合いがされていたと思いますが、3校になって9名ということは各校3名ということで、それに加えて教育総務課長がおっしゃったように、コミュニティースクール、学校と地域との関わりという分野がまた入るとすれば、今まで以上に人材が必要になってくるように思いましたが、いかがでしょうか。

○教育総務課長

これまで小学校の適正配置事業において、各学校、教育課程等分科会であれば、区分1では各学校から2名出していただいております。ただ、先ほど説明しましたように、そういった新たな内容についても検討をしなければいけないということで、実態としては各学校2名のところは各学校3名まで選べるような形にしているというふうにご理解をしていただければというふうに思います。改正の内容でも触れさせていただいているんですけども、全体の分科会の総数ですね、委員の総数については変えないで、今後予定される検討内容も加味して、9名以内というふうな形でさせていただきたいなというところです。

○川南委員

これまで8名以内ということにしてましたが、実際は8名よりも少ない人数で協議されて、十分だったということなんですね。

どうして9名にこだわるかというところ、ここに小学校中学校のPTAを代表する者とありますが、コミュニティースクール等の話し合いが重要だと思うんです。各教科の教育課程を編成する場合、やっぱり先生方の学校の教育に対する考え方というか、そういうものが先生方によって十分協議がなされるのではないかと、やっぱりPTA代表と言っても、教

育素人ということで、子どもたちの育ち全体を考える場合は、やっぱりPTA、お父さんお母さん、地域に根差したところでも意見が出されるべきだと思うんですけども、強化ということを考えるときには専門家としての先生方の意見が重要になってくるのではないかなと思ったので、この9名、各校3名以内ということで、ちょっと十分な協議がなされるのかなというところでこだわりを持ちました。

○教育長

学校から3名だとしても、参加する前にそれぞれの学校内部での意見を持って、反映させることになろうかと思います。

私から確認ですが、この規則が平成26年3月31日以降改正されたのはいつですか。

○教育総務課長

26年3月31日というのが、この条例施行規則が当初決定をした日で、地域支援等分科会につきましては先月の定例教育委員会で可決をさせていただきまして、そのあと公布をしております。要は改正前の内容になりますのでこの旧の内容につきましては、地域支援等分科会についてはですね、名称をそのまま載せているというふうな状況です。

○教育長

3校の統廃合というのは分かっていたのに、なぜ先月この4名以内を6名以内とする改正をしなかったのですか。

○教育総務課長

確におっしゃるように6名以内にすべきところだったんですが、その時点ではですね総数は変えずに4の項目で調整できるのではないかという判断もあったんですが、やはり明確にするために、今回委員構成の改正をさせていただきたいということで提案をした次第です。

先ほどコミュニティースクールにかかわる内容については、教育課程等分科会で検討していただくと申し上げましたが、教育課程等分科会ではなく、地域支援等分科会で学校と地域のかかわりについて専門的に検討していただくという形にしております。

○教育長

他に質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第15号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって、「議案第15号 西海市小中学校適正配置等審議会設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第6「議案第16号 西海市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則の制定について」

○教育長

日程第6「議案第16号 西海市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則の制定について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読)

2ページから規則案を記載しております。第1条が趣旨となっております。第2条で教育委員会会計年度任用職員の職等ということの職種等ですね。それから、第3条で準用規定とあります。これは市長部局の規定というのを教育委員会で読みかえると言ったことで準用するという規定になっております。第4条は補則です。5ページは教育委員会が別に定める会計年度任用職員というところで、一覧表になっております。学力向上スーパーバイザーから部活動指導員までというところがございます。

6、7ページに今回の改正のポイントを規定しております。まず今回のポイント1で今回の制度制定の理由として、申し上げたいところがありますが、まず、下段の部分になりますが、地方公務員法の一部改正、これが特別職の任用及び臨時的任用の厳格化、一般職の非常勤職員の任用等に関する制度の明確化というところがございます。地方自治法の一部改正というのは、会計年度任用職員について期末手当の支給が可能となるよう給付に関する規定の整備というところになっております。こういったところで、ポイント3においては、市規則で定めるものとして、ここに括弧書きがありますけれども、幼稚園補助員とか図書司書補助員というのは、市の規則で定めております。そこで7ページの上段のところでは、先ほど申し上げました教育委員会規則で定めるものとして規定をしているというところがございます。ポイント4としまして申し上げたいところは、旧年収額を保障するというところ、それから、年次有給休暇等については残日数を繰越しますというところ、それから、3点目として、期末手当が支給されるというところ。任用の条件としては、以前より、改善されるという判断をしております。説明としては以上でございます。

○教育長

ただいま、議案第16号の説明がありました。質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第16号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって、「議案第16号 西海市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第7「議案第17号 西海市教職員住宅使用規則の一部を改正する規則の制定について」

○教育長

日程第7「議案第17号 西海市教職員住宅使用規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読)

3ページが改正案でございます。4、5ページは様式等になっております。変更点については、6ページからの新旧対照表でご確認いただきたいと思っております。まず、6ページでございますが、第6条におきまして、2の項目を追加するというところでございます。連帯保証人の極度額は、教職員住宅使用誓約兼連隊連帯保証人引受承諾書提出時における入居する住宅の貸付料の24月分に相当する額とするということで、極度額を定めているというところでございます。7ページの2でございますけれども、こちらで簡易水道事業に関する規定のところは、これが廃止になりましたので、これを削除してるところです。それからこの様式の中身でございますが、旧のほうで、またというところに、西海市債権管理条例に基づき、納付期限経過後に督促状により、督促された場合は督促事務に係る手数料を請求されても異議ありませんというところ。これは市全体の規定によりまして、こういった文言を入れるということで督促事務手数料を徴収することが可能ということにしております。それから、8ページでございます。これは様式の中で、極度額を盛り込んだというところでございます。説明としては以上でございます。

○教育長

質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第17号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって、「議案第17号 西海市教職員住宅使用規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第8「議案第18号 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済掛金のうち保護者等から徴収する額を定める要綱の一部を改正する告示の制定について」

○教育長

日程第8「議案第18号 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済掛金のうち保護者等から徴収する額を定める要綱の一部を改正する告示の制定について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読)

3ページから改正案を添付しております。変更点については、4ページからの新旧対照表で確認をいただきたいと思っております。第1条ですが、下線部分ですね、括弧内のセンター

法というところが追加でございます。それから、下段になりますが、以下、保護者等というところの追加でございます。第2条におきまして徴収額は負担額に変更になっております。その中で項目が変更になっているというところは(2)ですね、児童生徒及び生徒1人当たり480円というところが、(3)に前号に定める要保護以外の児童及び生徒1人当たり480円というふうに変更になって、(2)として、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者である児童生徒、児童及び生徒1人当たり20円というところが追加になっているというところでございます。

6ページに改正のポイントを5項目挙げておりますけれども、この中で特に項目の2ですね、第2項の金額の根拠はというところでございますが、この独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令第7条第1項で、要保護児童生徒は1人当たり40円と定められておりますので、そういったところが根拠になっているというところでございます。それから、ポイント4で、保護者負担額の免除対象者はというところでございますが、これは参考として、令和元年5月1日時点での対象者数等がきておりますが、第2条第2項に定める児童及び生徒は18名、第2条第3号に定める要保護者以外の児童及び生徒は230名という数でございます。説明としては以上です。

○寺本委員

理解するための確認です。6ページのポイント2ですが、スポーツ振興センターが要保護の家庭からは40円にしますよとしてあるんですけど、要保護の家庭からは20円で、残りの20円を市のほうから支給するというふうに理解していいのでしょうか。

○教育総務課長

はい、お答えいたします。日本スポーツ振興センターの保険料については、委員言われるように40円が実際かかっているというところなんです。市のほうで20円保護者から負担していただくということで明確にさせていただいたところなんですけど、実際その、第2条のただし書きを見ていただきたいんですけども、第2条負担額というところで、但しセンター法第29条第2項各号に該当するものについては、保護者負担額を徴収しないとしております。第29条第2項各号というのが、要保護者、そして準要保護者、これに該当するものについては、市の方が保護者負担額を徴収しないというふうな形になっております。ですから、寺本委員言われるようにセンターのほうでは40円が実際かかるんですけども、実質、保護者負担はなしで、その保護者負担が実際ない部分を国のほうからセンターが補助金としてもらうというふうな形になっております。今回、この要綱の改正の背景といたしまして、国の会計検査院がセンターの災害共済掛金の事業の会計検査に入っております、具体的に明確に各市あるいは町のほうでそういった金額を明確にすることとあわせて要保護者、準要保護者については負担金を徴収しないということを明確にしてもらいたいというふうな通知も受けたところなんです。そういったところがあって、今回この要綱の改正を提案したという次第です。

○教育長

他に質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第18号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって、「議案第18号 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済掛金のうち保護者等から徴収する額を定める要綱の一部を改正する告示の制定について」は原案のとおり可決されました。

日程第9「議案第19号 西海市招致外国青年人事評価要領の制定について」

○教育長

日程第9「報告第19号 西海市招致外国青年人事評価要領の制定について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読)

第1条が総則です。目的等が記載されております。それから、第2条で実施責任者、評価者と第3条で評価の範囲、第4条で評価の期間、第5条で評価の方法、それから第6条で人事評価記録書の保管等というような流れでございます。4、5ページが実際の様式の規定になります。4ページが様式第1号、このシートを使うというところでございます。5ページが様式第2号で人事評価記録書ということでございます。

6ページに改正のポイントを3点ほど挙げておりますけれども、ポイント2としまして語学指導等を行う外国青年の身分は次のとおりですということ、会計年度任用制度の導入に伴い、特別職非常勤職員から、一般職の会計年度任用職員として任用されることとなります。以上、説明を終わります。

○教育長

ただいま、議案第9号の説明がありました、質疑ありませんか。

○北島委員

先ほどの外国人青年の会計年度の扱いとも関連してくるところになると思うんですが、つまり更新の件に関連するところにもなってくると思うんですね。これが第5条で、評価の方法の中に、この後のページにある人事評価記録書をもとに審査の上確認する～というのが入っていると思うんですが、当然そこで、次も更新するのかわかっていうところの何らかの基準というのはどういうふうにして、どこに規定があるのか、規則があるのか、その辺の判定の仕方をちょっと教えていただけますか。

○学校教育課長

再任用の場合の流れですけれども、この議案が承認されれば、校長にしてもらっていた評価に加えて自己評価が入ります。自己評価と校長の評価をもとに、これを教育委員会のほうで取りまとめをしまして、再任用についての審議、決定をして、本人に確認をして、再任用という形になるというふうに計画をしております。

○北島委員

非常に人間の評価というのはすごく難しいと思います。結果的にそういった、主観によ

るですね、評価が最終的な判断というところになってくるんでしょうが、こういったその評価要領を定める上において、審査の上確認するというふうにあるんですけども、そこが、どういう場でやるのか、例えば一般であれば、取締役会とか人事部会とか、何らかのやっぱり組織上の機関というのが定められてたりとかあると思うのですが、ちょっとそれが見えなかったものですからお聞きしたところです。今後の参考にしていただければ。

○教育長

他に質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第19号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって、「議案第19号 西海市招致外国青年人事評価要領の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第10「議案第20号 西海市教育委員会事務決裁規程等の一部を改正する訓令の制定について」

○教育長

日程第10「議案第20号 西海市教育委員会事務決裁規程等の一部を改正する訓令の制定について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読)

2ページから訓令の改正案が記載されております。まず10ページですが、西海市教育委員会事務決裁規程の一部改正というところで、第2条の(9)及び(10)の改正をしております。それから11ページになりますが、こちらのほうの改正点は、共通専決事項(財務)とありますが、これが、7の賃金ということが削除されますので、それから、項がずれてきて、7の報償費というところから、ずれていくというような変更点になっております。これは12、13ページと続いていきます。それから、14ページの別表第2でございますけれども、こちらのほうは、非常勤及び臨時というところが、削除されます。臨時職員等の記載などが会計年度任用職員等に変更されるというところ、それから、指定合議先等も変更になっているというところがございます。

次に16ページでございます。西海市教育委員会職員服務規程の一部改正というところで、こちら16ページですね、この下線書きのところが削除というところがございます。それから、第3条、同じ16ページですが西海市大島幼稚園に勤務する非常勤職員の服務に関する規程の一部改正というところで、ここも、非常勤職員等の文言が変わっているというところがございます。それから、17ページの勤務時間等ですね、こちらのほうが1日7時間45分というところが7時間30分を超えない範囲というような変更になっております。17ペ

ージ、第5条の中段のところでは、名称等を変更しているというところでは。

それから17ページの下段のところになります。西海市教育委員会マイクロバス管理運行規程の一部改正というところになりますけれども、18ページに入りまして、4条の(2)ですね、こちらのほうの名称が、このように変わるというところがございます。

18ページの西海市立小中学校に勤務する職員の服務に関する規程の一部改正というところで、この趣旨の中でやはり用語がこのように変わるというところがございます。第2条の責務のところにおいても、用語がこのように変わるというところでは。19ページに入りまして服務についても、用語の変更、それから第6条についても、用語の変更となっております。第7条においても同じですね。そして20ページの別表第2になります。こちらのほうは任用区分という段が職名と変更になっております。

それから、下段のほうで西海市立学校教職員の自家用車の公務旅行に関する規程の一部改正というところで、21ページの上段になります。こちらも名称の変更になっております。

中段以降は、西海市教育委員会職員の自家用車の公務使用に関する規程の一部改正というところで、こちらも関連して第2条が変更というところがございます。第3条が職員のうちというふうに変更です。

それから22ページの中段で、西海市立学校職員安全衛生管理規程の一部改正というところで、こちらですね、様式第1号(第6条関係)で23ページになります。こちらの名称のほうも会計年度任用職員というふうに変更になります。それから様式第2号(第15条関係)で、現れてくるのが24ページになりますけれども、こちらのほうも名称が変更ということがございます。

25ページで西海市部活動指導員設置規程の一部改正というところで、これは第1条の趣旨のところは名称変更というところ。

それから下段のほうで、西海市通学支援員設置規程の一部改正というところで、26ページになります。趣旨の第1条のところの変更というところになります。それから、第5条の報酬のところも変更というところがございます。

下段のほうでは西海市スクールソーシャルワーカー設置規程の一部改正というところで、こちらも第1条の趣旨の内容のところは名称が変わり、第5条の報酬のところも変更になってます。

中段以下は西海市スクールガードリーダー設置規程の一部改正というところで、第1条の趣旨がこのように変わるというところ。

28ページに入りまして、西海市学力向上スーパーバイザー設置規程の一部改正で第1条の趣旨の改正です。

29ページに入りまして、西海市スポーツ専門指導員設置規程の一部改正についても、第1章の趣旨の改定。それから第5条の服務についても改正ということでは。

下段からは、西海市学芸員設置規程の一部改正というところで、第1条の趣旨及び第5条の服務について改正ということになっております。説明としては以上です。

○寺本委員

細かいことを申し上げますが、27ページのスクールガードリーダーの下線が引いてあるところの規則第1号で、規則の番号が抜けているのですが、2号でいいんですか。

○教育総務課長

はい、ただいまのご質問にお答えします。西海市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則なんですけど、本日の議案で審議をさせていただいております。実際に原案可決をした後に公布手続をする形になります。その際、番号が入るというふうな形になりますので、公布されてない部分についてはこういった空欄です、番号を抜いた形で審議をさせていただいているところです。

○北島委員

いろいろな提案書が議案書が出ますが、例えば公布日とかはですね、黒丸とかじゃなかったでしょうか。そうすると、多分そういった誤解もないのかなと思うんですけどもいかがでしょうか。

○教育総務課長

今回の改正につきましては、市の会計年度任用職員に関する条例、そして、3月末に制定予定なんですけど、市の規則に基づいた形で、今回教育委員会は規則であるとか、規程として定めるような形にしておりますので、教育委員会で独自で制定する規則については、北島委員おっしゃるように、わかりやすいような形で黒丸です、表記をしていたところなんですけど、これは市の規則の改正に合わせた形で空欄にさせていただいているところです。ただ、言われるようにできるだけわかりやすいような、議案の作成をしていくべきところかなと考えております。以上です。

○教育長

他に質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第20号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって、「議案第20号 西海市教育委員会事務決裁規程等の一部を改正する訓令の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第11「議案第21号 西海市教育委員会非常勤職員の任用に関する規程を廃止する訓令の制定について」

○教育長

日程第11「報告第21号 西海市教育委員会非常勤職員の任用に関する規程を廃止する訓令の制定について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読)

2ページ裏側ですね、こちらに廃止の訓令案を記載しております。説明としては以上でございます。

○教育長

質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第21号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって、「議案第21号 西海市教育委員会非常勤職員の任用に関する規程を廃止する訓令の制定について」は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の議事はすべて終了いたしました。

6. その他

各課報告(資料により報告)

次回の定例教育委員会：4月23日(木)午前9時30分～

7. 閉会

○教育長

これで、本日の定例教育委員会を閉会します。(午前11時40分閉会)